

今後の企業経営における情報開示の在り方
—財務・非財務における情報開示の変遷と
今後の展開について—

2014年1月24日

早稲田大学商学部4年
1F100264-2 鹿庭美星

はしがき

今やっとな谷本ゼミでの二年間の活動が終了した。ゼミの活動で夜明けを迎えるのも最後だと思うと感慨深い気もしますが、全ての活動を乗り越えた正直な今の感想としては、まだ実感が湧かない…という感じです。ゼミでの二年間はいつも課題に追われるようにして過ごしてきました。一つの山を乗り越えると息つく暇も無く次の山が待っている。心の休まる暇はほとんどありませんでしたが、谷本ゼミで学んだ二年間は間違いなく大学生活の中でも最も充実した時間でした。何度「もう無理…」と思ったことか数えきれませんが、それを乗り越える度に安堵と充足感がありました。そしてその困難を乗り越えられたのは、励ましあって共に活動してきたゼミテンや冷静で的確なアドバイスを下さる先輩達が居たからに他なりません。

振り返ると本当にいつも目の前のことに必死だったなあと思います。早稲田大学の谷本ゼミとしては一期生で、先輩が身近にいない中、ゼミテンみんな手さぐりで時には上手くまとまらない事もありました。きっと、私の人生でゼミに入らなかったらこんなに人とぶつかる事も、一つの事について何度も納得いくまで議論する事もなかったと思います。いつも自分と同じような考え方の人という事が多かった生活だったので、ゼミでの活動はとても新鮮でした。ですが、そのような環境で二年間過ごした事で、自分の中の今まで知らなかった面を発見できた事はとてもいい経験になりました。また、三大学ゼミのコーディネーターを任せてもらった事はとても印象に残っています。責任をもって自主的に活動を進める経験をし、その大変さを痛感しましたが、まとめ役のやりがいや葛藤、難しさや支えてくれる人への感謝など様々な事を学びました。こうして振り返ると、谷本先生には本当にたくさんのチャンスを頂いて、成長させてもらったんだなあと思えます。そして、同時にどの活動を振り返っても、今だったらこうするのに、とかももっと頑張れたんじゃないかという感情が湧いてきます。

もう一つ、谷本ゼミに入ってほとんど初めてといってもいい経験として、先輩・後輩とのグループワークがありました。というのも、中高時代にほぼ部活動をした事が無く、大学でもサークルに打ち込むことも無かったからです。そんな私にとって初めての夏合宿は新鮮でした。そこで先輩方の頭の良さや考え方にとても驚嘆したのを覚えています。あれから、先輩達のような四年生になれるようにと頑張ったつもりでしたが、到底敵わないと痛感する日々でした。また、後輩の三年生にはもっと先輩としてグループワークでしっかり引っ張ってあげられたらよかったです。

気づけば反省ばかりになってしまいましたが、最後にゼミ活動で不規則な生活をして迷惑をかけても陰で支えてくれた家族・特に母、またいつも朗らかで暖かく、時には鋭い卒論のアドバイスを下さった齋藤さん、ありがとうございました。そして二年前の何もできない私を谷本ゼミの一員として選んでくださり、沢山の成長のチャンスを与えて下さった谷本先生、本当にありがとうございました。ゼミでも、就職活動中でも決して甘やかすことはせず、しかしいつも気にかけて下さりとても心強かったです。辛い時は先生の言葉にいつも助けられました。本当に先生には感謝してもしきれません。これからも厳しくも温かい先生でいてください！

2013年 12月 20日

鹿庭 美星

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 財務報告 | 6 |
| 第1節 財務報告の範囲と定義 | 6 |
| 第2節 内部統制について | 8 |
| (1)重要な欠陥の判断指針..... | 8 |
| (2)内部統制の不備 | 9 |
| 第3節 財務報告の意義、目的に関する議論 | 9 |
| 第4節 財務報告の変遷..... | 11 |
| 第5節 今後の財務報告に求められること | 13 |
| | |
| 第2章 非財務情報 | 15 |
| 第1節 非財務報告の範囲と定義 | 15 |
| 第2節 多様な非財務情報の定義とそれに係る議論 | 16 |
| (1)無形資産 | 16 |
| (2)知的資産 | 17 |
| (3)のれん (goodwill) | 17 |
| (4)環境会計 | 17 |
| (5)社会関連会計 | 18 |
| 第2節 社会関連会計に関する議論 | 18 |
| 第1節 マッシューズによる定義 | 18 |
| (1)成り立ち | 18 |
| (2)パーカーによる定義..... | 20 |
| (3)パクスティによる定義..... | 21 |
| 第3節 非財務情報の変遷 | 22 |
| (1)アメリカ | 22 |
| (2)日本 | 22 |
| | |
| 第3章 問題提起 | 24 |
| 第1節 企業報告の変遷 | 24 |
| 第2節 国や証券取引所による非財務情報開示規制 | 24 |
| | |
| 第4章 事例研究 | 27 |
| 第1節 紛争鉱物に見る各国、各企業の対応 | 27 |
| (1)国連における紛争鉱物規定..... | 27 |
| (2)ドッド・フランク法について..... | 27 |

| | |
|------------------------------|----|
| 第2節 事例研究① | 28 |
| (1)事例—インテル社 | 29 |
| (2)事例—任天堂 | 30 |
| (3)各企業からの反応 | 31 |
| 第3節 各国における取組 | 32 |
| (1)カリフォルニア州 | 32 |
| (2)カナダ | 33 |
| (3)EU | 33 |
| 第3節 考察 | 35 |
| 第4節 事例研究② | 35 |
| (1)動物実験—資生堂の事例 | 35 |
| (2)違法木材 | 36 |
| 第6節 考察 | 37 |
| 第5章 | 39 |
| 第1節 デューデリジェンス | 39 |
| 第2節 国連ラギー・フレームワーク | 39 |
| (1)ラギー・フレームワーク | 39 |
| (2)策定プロセスについて | 41 |
| (3)人権デューデリジェンスの評価基準策定 | 42 |
| (4)国際人権規定の適用と効力 | 44 |
| 第4節 OECD 紛争鉱物ガイダンス/デューデリジェンス | 45 |
| 第6章 今後の企業経営における情報開示の在り方 | 47 |

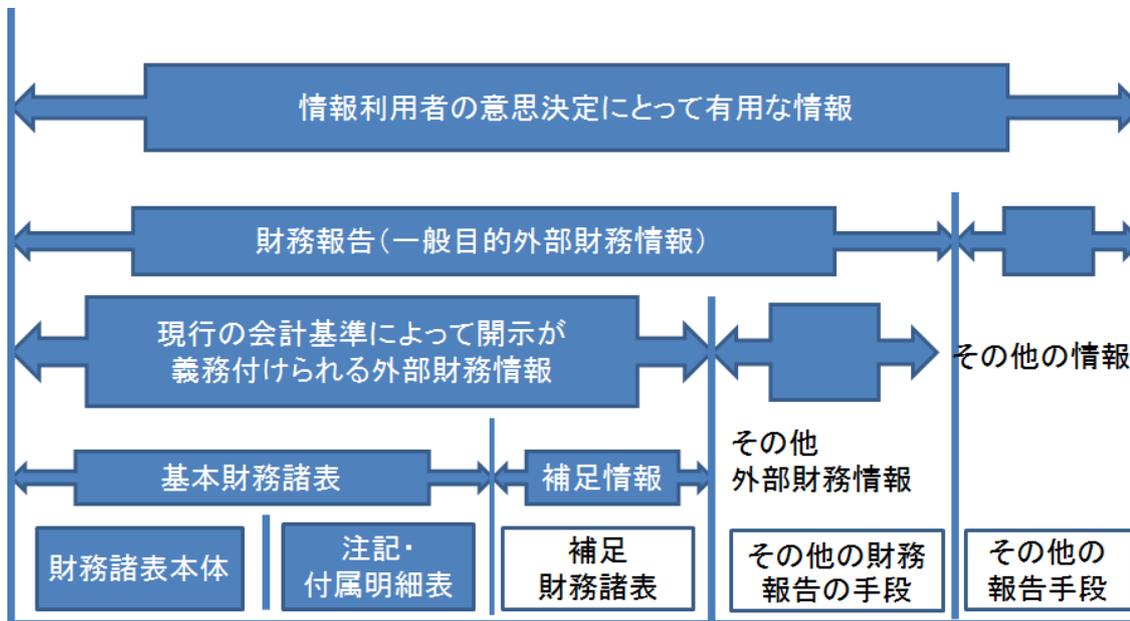
第1章 財務報告

第1節 財務報告の範囲と定義

企業の情報開示の主要なものとしてまずは財務報告があげられるだろう。財務報告の定義には「企業が経済活動及び経済事象を財務諸表のその他のメッセージを用いて表現し、これを外部の利害関係者はもとよりその他のステイクホルダーに報告する行為」⁽¹⁾や「財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る外部報告。」⁽²⁾と定義される。また、「財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等」とは、有価証券報告書等における財務諸表以外の開示事項等で次に掲げるものをいう。すなわち、財務諸表に記載された金額、数値、注記を要約、抜粋、分解又は利用して記載すべき開示事項のことである。以下「財務諸表の表示等を用いた記載」とする。これは、例えば有価証券報告書の記載事項中、「企業の概況」の「主要な経営指標等の推移」の項目、「事業の状況」の「業績等の概要」、「生産、受注及び販売の状況」、「研究開発活動」及び「財政状態及び経営成績の分析」の項目、「設備の状況」の項目、「提出会社の状況」の「株式等の状況」、「自己株式の取得等の状況」、「配当政策」及び「コーポレート・ガバナンスの状況」の項目、「経理の状況」の「主要な資産及び負債の内容」及び「その他」の項目、「保証会社情報」の「保証の対象となっている社債」の項目並びに「指数等の情報」の項目のうち、財務諸表の表示等を用いた記載が挙げられる。これらに係る経営者の評価は、これらの事項が財務諸表作成における重要な判断に及ぼす影響の大きさを勘案して行われるものであり、必ずしも上記開示項目における記載内容の全てを対象とするものではないことに留意する。

また、財務諸表の範囲は「財務諸表によって伝達される財務情報に限定されるものではない。XBRL（eXtensible Business Reporting Language）によるEBR（Enhanced Business Reporting）等に代表されるその他財務報告の手段によって伝達される財務情報を含むと解し、伝統的な財務報告の目的は財務会計及び財務諸表の目的と基本的に異なるところはない。」⁽³⁾とされている。つまり、以下のような分類となる

図表 1-1 財務報告の範囲



出所：広瀬(2011)p.25 より作成

上記の財務諸表本体とは、毎決算期に作成される、金融商品取引法においては財務計算に関する書類に含まれ、また会社法上は計算書類等と呼ばれ財務表から構成されるものである。外部の情報利用者に財務情報を伝達するための主たる手段とされている。(4)

注記・付属明細表とはある一定の見地から企業の経済活動および経済事象をマッピングし企業の全体像を示したものである。

補足財務諸表とは現行の会計基準によって開示が義務付けられる外部情報のうち、基本財務諸表で開示される外部財務情報を除いたものである。これは、企業を法的実体の見地とは異なる経済的実体の見地から見た情報で原価情報や時価情報など、すなわち情報の目的適合性および信頼性の程度が実証されていないか、またはその情報の内容または表示についても経験的なデータが得られないまま開示される試験的情報ならびに、財務諸表および注記とは異なる測定基準を用いる情報である。知的財産情報、基本財務諸表が原価情報の場合の時価情報などで表示される企業の資産、負債、収益および費用等に関する情報が含まれる。

その他の財務報告の手段は、発行体が自主的に開示する

News&Information や証券取引所の自主規制に基づいて発行される外部財務情報などが挙げられる。

EBR 等その他の報告手段とは、非財務情報（知的財産情報、環境社会因子からなる CSR 情報など）である。

第 2 節 内部統制について

(1) 重要な欠陥の判断指針

金融庁発行の内部統制の基本的枠組みにおいては、財務報告の信頼性に与える影響の程度の観点から、重要な欠陥の判断指針を示している。重要な欠陥の判断指針は、企業の置かれた環境や事業の特性等によって異なるものであり、一律に示すことはできないが、基本的には、財務報告全般に関する虚偽記載の発生可能性と影響の大きさのそれぞれから判断される。この、内部統制の重要な欠陥とは、内部統制の不備のうち、一定の金額を上回る虚偽記載、又は質的に重要な虚偽記載をもたらす可能性が高いものをいう。経営者は、内部統制の不備が重要な欠陥に該当するか判断する際には、金額的な面及び質的な面の双方について検討を行う。財務報告に係る内部統制の有効性の評価は、原則として連結ベースで行うので、重要な影響の水準も原則として連結財務諸表に対して判断する。

① 金額的な重要性の判断

金額的な重要性は、連結総資産、連結売上高、連結税引前利益などに対する比率で判断する。これらの比率は画一的に適用するのではなく、企業の業種、規模、特性など、会社の状況に応じて適切に用いる必要がある。例えば、連結税引前利益については、概ねその 5%程度とすることが考えられるが、最終的には、財務諸表監査における金額的な重要性との関連に留意する必要がある。

② 質的な重要性の判断

質的な重要性は、例えば、上場廃止基準や財務制限条項に関わる記載事項などが投資判断に与える影響の程度や、関連当事者との取引や大株主の状況に関する記載事項などが財務報告の信頼性に与える影響の程度で判断する。

(2) 内部統制の不備

内部統制の不備は、内部統制が存在しない、又は規定されている内部統制では内部統制の目的を十分に果たすことができない等の整備上の不備と、整備段階で意図したように内部統制が運用されていない、又は運用上の誤りが多い、あるいは内部統制を実施する者が統制内容や目的を正しく理解していない等の運用の不備からなる。内部統制の不備は単独で、又は複数合わさって、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び財務報告を規制する法令に準拠して取引を記録、処理及び報告することを阻害し、結果として重要な欠陥となる可能性がある。ここで言う重要な欠陥とは、内部統制の不備のうち、一定の金額を上回る虚偽記載、又は質的に重要な虚偽記載をもたらす可能性が高いものを指す。経営者は、内部統制の不備が重要な欠陥に該当するか判断する際には、金額的な面及び質的な面の双方について検討を行う。金額的重要性は、連結総資産、連結売上高、連結税引前利益などに対する比率で判断する。これらの比率は画一的に適用するのではなく、企業の業種、規模、特性など、会社の状況に応じて適切に用いる必要がある。質的な重要性は、例えば、上場廃止基準や財務制限条項に関わる記載事項などが投資判断に与える影響の程度や、関連当事者との取引や大株主の状況に関する記載事項などが財務報告の信頼性に与える影響の程度で判断する。

「財務報告」とは、財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る外部報告のことである。

第3節 財務報告の意義、目的に関する議論

財務報告の意義や目的に関しては、世界中で様々な議論が交わされている。以下が代表的な4つの例である。

1 FASB・CF…IASB 及び FASB の共同プロジェクト

FASB とは財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board）のことであり、IASB は国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board）を指す。これによると、財務報告目的は「現在および将来の投資者、与信者およびその他債権者が、報告実体が資源を提供するか否かの意思決定を行う上で有用である報告実体に関する財務的情報を提供することにある。持株証券および債務証券の購入、売却または保有ならびに貸付金その他の与信形態の供与の提供または決

済がかかる意思決定である」とされている。

2 松尾(2001)

①利害調整（成果配分支援機能）

経営者が株主の意図を介した資源の管理、運用を行う事によって、一定の成果を経営者が挙げる事を期待する外部株主が、経営内部の状況を知り、経営者の行動をモニターする為に会計情報の公表を求める。しかし、経営活動の成果は経営者の行動とその行動が基礎を置く環境条件に依存するから、外部株主にとって、経営活動成果が行動と環境条件のいずれに大きく依存しているのかは明らかではない。そこで、経営者の報酬を会計上の利益に連動させるような経営者報酬制度を設ける事によって、経営者の資源管理が適切であればあるほど経営者の利益も株主の利益も上がるシステムを構築しようとする。会計情報やそこに示された利益数値がこのように経営者と株主との間の利害調整システムとして役立つ。会計情報が企業の利害関係者間のコンフリクトの解消に果たしている重要な役割を果たす。(図表 1-2)⁽⁵⁾

②意思決定支援

企業の活動に関心を持つ利害関係者が、その企業に対して経済的意思決定を行う場合、その企業の経営者が提供する当該企業の内容に関する財務情報のほかに、一般経済状況、業界見通しその他の情報をも組み合わせるのが普通である。経済意思決定の為の情報とは、これらのすべての情報をいう。企業に対する経済的意思決定を行う人々にとって、経営者によって提供されるその会社の財務情報は重要である。

3 広瀬(2011)

一般に投資者、債権者、その他の情報利用者が各種の意思決定を行う為のもの。投資意思決定情報の提供が伝統的な財務報告の目的の一つ。又、受託責任遂行状況の報告、処分可能利益の算定なども目的に含まれる。⁽⁶⁾

4 伊藤(2011)

投資家等が行う企業の将来キャッシュフローの予測を容易にし、企業価値の評価に有用な情報を提供すること。⁽⁷⁾評価的観点（Valuation perspective）と契約的観点（Contracting perspective）の二つに分けられる。

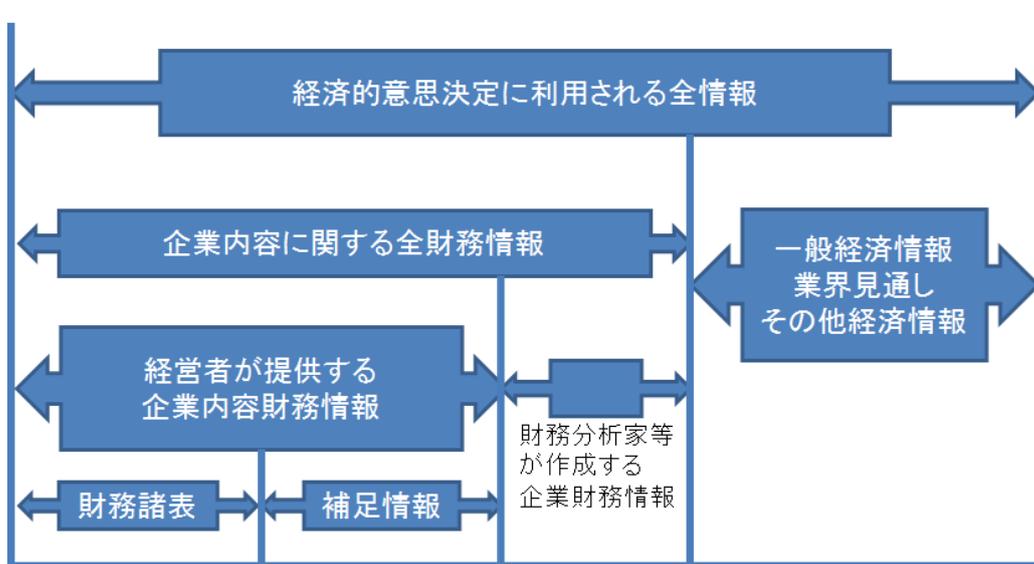
5 桜井(2011)

証券市場への情報提供による投資家保護と、それを通じた市場機能の促進をはかること。(8)

6 ASBJ(企業会計基準委員会、Accounting Standards Boards of Japan)

投資家の意思決定に資するディスクロージャー制度の一環として、投資のポジションとその成果を測定して開示する事。

図表 1-2 経済的意思決定情報スペクトル



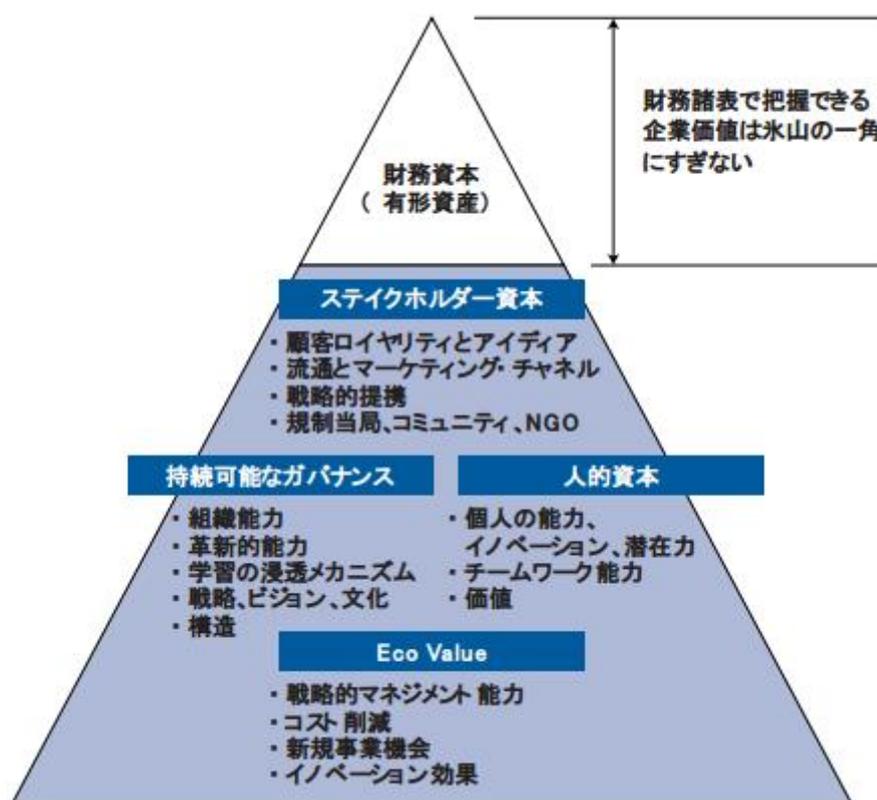
出所：松尾(2001),p4 図表経済的意思決定情報スペクトルより作成

第4節 財務報告の変遷

英米では会計の目的は情報提供にあるが、日本では、従来から財務報告は処分可能利益の算定を会計の目的とし、トライアングル体制と呼ばれる商法会計・証券取引法会計・税務会計が相互に関係、影響しあって形成されるものであった。1960年中頃から会計情報とりわけ、会計利益に関する情報が、投資意思決定の立場から投資判断に役立つかどうかという見方が急速に高まり、会計情報は投資意思決定に役立つことによってはじめて情報価値としての有用性が認められるという意思決定有用アプローチの展開(9)が議論されるようになった。(10)そして、財務報告の有用性(価値関連性)が長期趨勢的に低下してきている事が意識され

るようになる中で、エンロン・ワールドコム事件に代表される会計不祥事の勃発により、企業の伝統的な財務情報が持つ企業価値説明能力が著しく低下しており、バリュードライバー（企業価値決定因子）インタンスブルズ・CSRにシフトしていると議論されるようになった。⁽¹¹⁾イノベスト社によると、持続可能な発展を求める時代文脈の中で、企業価値は80年代半ばまでは財務諸表で約75%把握する事ができたが、現在では15%程度しか把握できないとされている。図表1-3。また、これまで「売上高」「経常利益」「マーケットシェア」などが重視されてきた一方「株主の配当」「株主価値」「ROE」などが軽視されていたが、1990年代以降バブル崩壊、金融ビッグバンを経て、企業の株主構造が大きく変化し、個人株主や外国人（機関）投資家の持株比率が増え、影響力が増したため、多様化した株主への対応が重視されるようになった。⁽¹²⁾

図表1-3 財務諸表で評価される企業価値



出所：イノベスト社ホームページより

図表 1-4 財務報告書開示内容の変化

| 年代 | 内容 |
|--------|--|
| 1950 年 | 損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書、剰余金処分計算書 |
| 1977 年 | 中間財務諸表の導入 |
| 1988 年 | セグメント情報の導入、企業集団の状況 |
| 1999 年 | 連結キャッシュフロー計算書の導入、営業状況、設備状況の記載、連結子会社の状況、主要関係会社の状況記載 |
| 2003 年 | 事業等のリスクに関する情報開示、財政状態及び、経営成績の分析、コーポレートガバナンスの状況に関する情報の開示 |

出所：広瀬(2011)pp.178-179 より作成

第 5 節 今後の財務報告に求められること

企業の伝統的な財務情報が持つ企業価値説明能力が低下した事により、従来の情報開示ではステイクホルダーの要望を満たすことができなくなった。そこで、バリュードライバーである非財務情報を会計の俎上にのせるためのレポートングシステムの改善が求められている。また、対象とする情報利用者、ステイクホルダーが多様化したため、その策定も課題である。そこで、次章では非財務報告の有用性について考えていく事とする。

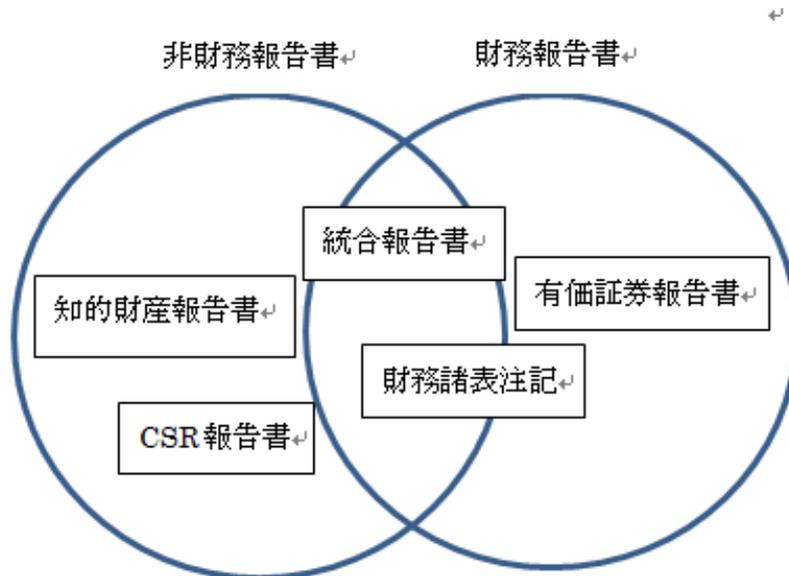
-
- (1) 広瀬(2011)19 ページ。
 - (2) 金融庁 2006 年「内部統制の基本的枠組み」。
 - (3) 広瀬(2011)21 ページ。
 - (4) 「財務諸表」とは、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）第 1 条に規定する連結財務諸表及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 1 条に規定する財務諸表をいう。
 - (5) 松尾(2001)pp3-5.
 - (6) 広瀬(2011)pp20-21.
 - (7) 伊藤(2011)p4 ページ。
 - (8) 桜井(2011)41 ページ。
 - (9) 企業に関する投資上の意思決定は将来を指向していて、将来に向けた判断は不確実な状況下で行われるから、情報はそうした不確実性の軽減に役立ってこそ価値がある、ということになる。広瀬(2011)pp4-5.
 - (10) 広瀬(2011)3 ページ。
 - (11) 伊藤(2011),pp48-49.
 - (12) 谷本(2006),pp46-50.

第2章 非財務情報

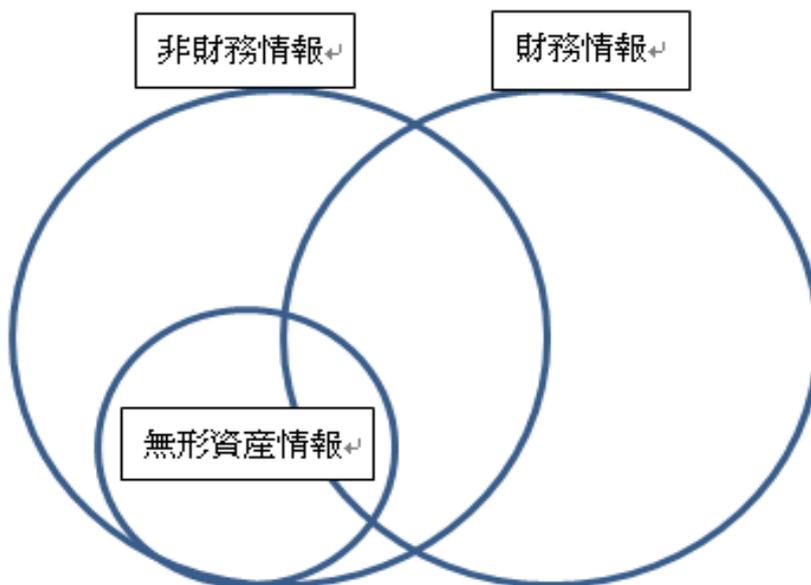
第1節 非財務報告の範囲と定義

非財務情報（報告）とは一般に、企業の報告であって財務報告以外のものだと広く定義されている。非財務報告の例として、CSR報告書や知的財産報告などが挙げられるが、以下図表2-1、2-2は非財務情報と非財務報告の範囲、定義を図に示したものである。

図表2-1 財務・非財務報告書の範囲



図表2-2 財務・非財務情報の範囲



第 2 節 多様な非財務情報の定義とそれに係る議論

(1) 無形資産

IAS 国際会計基準 (International Accounting Standards) 第 38 号では、「無形資産 (intangible assets)」を識別可能で実体のない非貨幣性資産」と定義している。⁽¹³⁾無形資産の例としては、

- ① コンピューターのソフトウェア
- ② 特許
- ③ 著作権
- ④ ロイヤルティ
- ⑤ 顧客名簿
- ⑥ 映画フィルム
- ⑦ モーゲージ・サービス権
- ⑧ 漁業免許
- ⑨ 独占販売権
- ⑩ フランチャイズ契約
- ⑪ ブランド価値

などが挙げられる。これらは無形であるが、IAS 第 38 号によると、以下のいずれかを満たせば、無形資産の定義である「識別可能」と判断される。

企業から分離、売却、譲渡、ライセンス、賃借または交換が可能である事。もしくは、権利が企業やその他の法的権利または義務から分離可能であるか否かにかかわらず、契約またはその他法的権利から生じるものである事である。

また、無形資産の認識条件としては、将来において経済的便益を企業にもたらす可能性が高い事と、資産の取得原価を信頼しうる方法が重視される。IAS38 号では、下記 6 つの要件をすべて満たしている場合、開発費を資産計上することとされている。

- ① 使用又は売却できるように無形資産を完成させる事の技術上の実行可能性のある事。
- ② 無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図がある事。
- ③ 無形資産を使用又は売却できる能力がある事。
- ④ 無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法がある事。
- ⑤ 無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要とな

る、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性がある事。

⑥ 開発期間中の無形資産に起因する支出で信頼性をもって測定できる能力がある事。

(2) 知的資産

近年無形財が企業経営において大きく台頭し、注目されるようになったのは、産業型経済（プロダクト型経済）から金融サービス型経済（ナレッジ型経済）への経済基盤の重点移行が要因として挙げられる。「主要先進国では製造業や商業の相対的比重が低下するとともに、金融や人的サービス、その他各種のビジネス・サービスによる価値の割合が著しく増加するようになった。その結果、工場・設備、棚卸資産等の有形財の相対的重要性が低下し、それに代わって、独占的権利、マーケットシェアやブランド、顧客との契約、その他の関係といった無形財の需要性が高まった。」⁽¹⁴⁾

また、「無形資産（インタンジブルズ）と知的資産の区別は明確ではない。」とされている。「無形資産とは物質的実体のない識別可能な非貨幣性資産で、商品または、サービスの生産または供給に使用するため、自己以外に賃貸するため、あるいは管理目的のために所有するものをいう。」⁽¹⁵⁾

(3) のれん（goodwill）

のれんとは、独立して識別できず、企業結合においてその他資産から生じる将来の経済的便益を示す資産のこと。IFRSでのれんの金額を確定させるためには、まず無形資産を評価し、それから差額としてのれんの額を計算することとなる。⁽¹⁶⁾

(4) 環境会計

企業は自然資源を用いて、財およびサービスの生産、流通の機能を果たす。人類共有の自然資源を利用して事業活動を行い、自然生態系に影響を及ぼしているのであれば、その利用状況と環境活動に関する説明責任が求められる。⁽¹⁷⁾環境問題について、企業がステイクホルダーから期待されている内容を正確に開示・説明してステイクホルダーに対する社会的責任を履行していく必要がある。その時発生するだろう環境保全コスト、環境損失、環境資産、環境負債、経済効果、環境保全効果などを

定義にもとづいて認識・測定・開示する必要性がある事という考え方から発生した会計。

(5) 社会関連会計

企業の環境の多様化、社会的存在としての性格が強まるにつれて企業の利害関係者も従来のように、株主・債権者、あるいは一般投資家のみではなくなり、多様となってくる。⁽¹⁸⁾従業員は企業の重要な構成員であることから、彼らとの関係も重要なものとして位置づける事が必要となり、そのほか、消費者・取引先・地域社会などとの関係も重要となってきた。また、環境問題（自然環境・地球環境）もこのような利害関係者グループ→社会との関係の一つである。個別企業と関係を持つ社会、利害関係者をその関係グループという点から見ると多様化してきているが、これを企業の活動面から見ても、従来 of 企業本来の活動である「生産・サービス・販売・分配」活動以外に、対従業員活動・対消費者活動・対地域社会活動などはもちろん、経済活動以外の社会的活動・文化的活動（フィランソロピー・メセナ）などが重要となっている。また、これを企業の価値基準・経営理念からみても従来 of 収益・収益性中心目的から、さらにそれをふまえて、社会的な価値基準・社会的観点が導入されるようになり、このような拡大された対象（利害関係者）・企業活動や価値基準・目的などの拡充がみられ、従来 of 企業会計ではそれらを覆う事ができなくなってきた。社会関連会計は、このような環境の変化に基づいて、企業の新しい側面＝社会的関係を補足・開示しようとする会計領域であり、それは広義には従来 of 伝統的会計をも含んだものとして企業の新しい構造・特徴を補足しようとするものである。

第2節 社会関連会計に関する議論

第1節 マシューズによる定義

(1) 成り立ち

山上(1996)においてマシューズは社会関連会計発生 of 三つの視点は正当化の形態と呼ばれ、三つの立場から成るとしている。それは

- ①市場関連の視点
- ②社会関連の視点
- ③急進的な視点

の三つである。

①社会関連会計は「株主や財務市場」にとっても価値のある情報を提供するということである。「市場関連からの正当性」の場合、社会関連情報と自由市場システムの関係について、企業の「社会的業績」と企業の「市場業績」の相関関係についての諸説が吟味され、伝統的な会計の視点から、企業は私的利益の追求を目的とし、株主への報告を第一義的なものと考え、自由な資本市場を前提とするものである。このような会計の特質からみて、社会関連情報がどのような意味をもつのかという、諸種の研究の結果は、追加的な社会関連情報のディスクロージャーは株価にあまり関係がなく、株主が追加的な情報を得る事によって長期的にはよりよい意思決定を行う事が出来るということを証明する必要があるが、彼はこれらの関係を「因果関係」としてではなく、「連携」(association)するものとして特徴づけている。すなわち、直接的な因果関係は無いとしても、社会関連会計は市場効率と改善された意思決定を助けるものとして株主によって正当化されるとしている。⁽¹⁹⁾

②社会関連の視点とは、企業と社会の間に成立する「社会契約」に基づいて、一般大衆・従業員らにも社会関連情報のより広いディスクロージャーを必要とするというものである。

企業は株主や債権者以外のものに対しても追加情報を準備する事が必要であり、企業はその他の従業員・アナリスト＝アドバイザー・企業関係者・政府・一般大衆に対しても情報を提供しなければならない「公共的アカウントビリティ」(「社会的アカウントビリティ」)をもつと考えられる。このような「社会契約→社会的アカウントビリティ」を基礎とする社会関連会計の正当化理論は最も説得的であるが、この議論の領域に「組織正統性」(organizational legitimacy)理論がある。この理論は企業が社会で存在を主張するためには社会で認められることが重要であり、組織(企業)の社会における正統性をその存在理由とするものである。したがって「社会的アカウントビリティ」論が企業と社会との関係を第三者的に関連づけ、権利義務関係(法律関係)の一つとして展開するのに対して、企業の立場からするとやや次元を事にする理論であるが、マシューズはこの両者をほぼ同じようなレベルでとらえている。

③「急進的パラダイム」に基づいて、社会関連会計の研究・展開を正当化しようとするもので、政治的变化の必要性を強調する立場。会計の異なった役割を含む社会に対する代替的なモデルを信ずる批判的理論家によって展開されたものであり、会計は特定の社会的観点を支持し、支持

し続けるというものである。

(2) パーカーによる定義

山上(1996)においてパーカーは、「社会関連会計」の成立理論的根拠「社会的公正性」という社会的に何が公正であるかという理論基礎において、社会公正性を基礎においた制度的合法性、これらを包括する概念を「社会均衡性」と呼ぶとすると、社会的均衡性が根底にあり、それが「企業の社会的アカウンタビリティ」の認識となって具象しているものという考えを示している。

それによると、「公衆の意見の高まりによって、社会関連会計が成立し、そのため種々のグループの利害を調整するため会計基準の設定が必要である。したがって、これを利害関係者・利用者の行動の意思決定の観点からのアプローチとみれば、意思決定有用性にもとづく理論ということになる。社会的責任について、パーカーは異なった社会利害グループが生態・少数者の権利・教育・安全・健康のような社会問題についてのより大きな企業のアカウンタビリティを提唱しはじめたとし、企業は自由財についても社会に責任を負うものとしてかんがえられるようになった。すなわち、経済基準は市場システムでは重要であったが、社会政治システムのコンテクストのもとでは、企業経営者は資本所有者に対してよりもこれらに大きな責任をもつようになったという事である。かくして企業の社会的責任の弁護が、利益と社会目的の矛盾を調和させる必要を生み出したのであり、社会的責任のより一層の議論が企業の長期的利益・企業の公共イメージ、政府規制の回避などを含んでおこなわれ、このような責任の弁護が社会的責任問題の実験を生む支持・動機になったとしている。

そして、このような認識を踏まえて、賃金よりも健康・安全などを含んだ労働組合のより広い活動がみられ、社会的利害関係グループは企業活動によって発生した社会コストの範囲に関心を持つようになり、財務基準よりも広い基準によって企業を評価することとなった。社関連会計は公衆の意見、投資家の評価、企業の自己概念の変化などの結合として発展した。また、社会関連会計の目的の一つとして企業防衛を目的が挙げられる。これは、企業批判に対して企業を防衛するのが目的であり、社会関連会計の目的はディスクロージャーの法的圧力や政府介入、その他の外部利害関係者からの圧力に対する早期の対応として行動する事ができることであり、社会関連会計は社会的圧力の早期の予知、あるいは

回避に利用される。そしてそれは企業の公共的立場の高揚に用いられ、結果的には長期的利益の向上という副産物となるとする考え方である。社会関連会計に関する議論は、公衆の意見が原動力となっており、そのことを背景として、企業の社会批判を防御するため早期にそれを発見、回避するために社会関連会計の必要性があるとされ、そのための社会会計基準の設定の重要性が強調されている。大きくは、企業の「正統性」を主張するための社会関連会計の成立根拠、理論基礎であると思われ、その意味では「企業サイド」にたった伝統的な会計の一つの発展形態であろうと考えられる。

(3) パクスティによる定義

山上(1996)においてパクスティは社会会計基準の願望は社会における会計の本質の定義、社会関連会計の本質を抽出することによってはじめて挑戦されるとし、内部的動態、社会の権力のある関係者の要求によって作動するという考え。すなわち、パーカーの社会福祉基準にもとづいて社会会計基準を正当化できないという考えである。

また、会計情報の提供は社会的コミュニケーション媒体の一つであり、したがって会計は理解可能性、適当な方法・正統性・真実性が必要であると考えられ、伝統的会計情報はこれらの要求のいずれももたない。その為、社会関連会計が伝統的会計よりよく基準に應える必要があるが、そうではなくむしろ社会会計はコンテクストのより真実な反映そのものであるとしている。社会関連会計は自己正統性目的の為に拡充され、階級関係を再生産する効果的な方策であると考え、包括性・真実性・適当な方法・正統な要求は疑問であるという。例えば、付加価値会計は、伝統的会計より正確な観点を与えられていないため、所有者の利益のより偏向したものである。会計は、資本主義システムに奉仕するものであり、社会関連会計についてもそうであるとしている。パーカーの述べる政府介入の回避、会社の公共的姿勢の高揚、長期利益の確保などは多元主義に根ざすものであり、社会会計は「利益創出の向上で使う武器」であるといい、「社会関連会計の登場は 1960 年代と 1970 年代の社会摩擦に起因しているとしている。そして、このような摩擦がディスクロージャー概念の増大により企業のアカウンタビリティへの発展の原動力として社会会計を出現させた。パクスティは「社会コンテクスト→摩擦的視点→社会会計の本質」という図式で会計の出てきた社会背景と、そこで会計

が果たす役割を作出することによって、会計の機能を発揮するものとして主張している⁽²⁰⁾

第3節 非財務情報の変遷

(1) アメリカ

海外における無形資産研究の先駆けとして、1994年 AICPA(アメリカ公認会計士協会)から公表されたジェンキンズ報告書が挙げられる。そのほかにもアメリカのブルッキングズ研究所を中心とした「見えざる富」(Unseen Wealth)としての無形資産を多面的に研究するプロジェクト(1997~)が開始され、無形資産への意識の高まりのきっかけとなった。

ブルッキングズ報告書によると無形資産の評価は3つの区分に分かれる①所有権が明確であり、売却可能であること(特許、著作権、商標、ブランドなど)

②特定企業に所有され、コントロールする事は可能であるが、企業と分離して売却することが困難なもの(開発途上にある R&D 研究開発、評判、名声、独自の業務プロセスなど)

③企業で働く従業員や取引のあるサプライヤーと企業との密接な関係の中で構築されている事から、きぎょうによってコントロールする事が困難であるもの(ヒトに根差した知識・スキル、コア競争力、ネットワーク、組織など)」である。

その後アメリカではいくつかの機関が会計情報の有用性低下を懸念して、その革新を促す報告書を相次いで公表した。そこで、多くの無形資産がオンバランス化されていないことが指摘され、開示情報の有用性を高めるための無形資産の重要性が認知されるようになった。

(2) 日本

日本で無形資産に目を向けられるようになったきっかけとしては、第一章で挙げたように、株主構造の変化や企業不祥事による伝統的な会計情報の有用性の低下が挙げられるが、他にも、特許に関する報奨金をめぐる訴訟が一つの要因としてあげられる。これは、特許に対する報奨金をめぐる対立が訴訟に発展したものが挙げられ、知的財産や無形資産が生み出す価値を定量的に導き出す手法が確立されていないという点に問題がある。

また、M&A における取引価額の決定において無形資産の価値がより意識されるようになった。2000年には1635件であったM&A件数が

2007年には2696件へと65%増加し、M&Aが事業の補完、業務転換などを視野に入れた経営再編・統合に対する重要な経営手法として位置づけられるようになってきた。このような局面では、情報利用者は資金提供者としての投資者および債権者の属性に加えて、他企業または、事業部門の価値を評価する重要な利害関係者として認識されるようになった。経済環境が安定的に推移している時代には、機関投資家も企業価値評価に必要な情報を財務報告から十分に収集できたと考えられるが、企業合併から企業間の緩やかなアライアンスまで多種多様な組織再編が実現し、経済環境自体が急変する環境のもとでは、企業それ自体および企業組織の一部までが投資の対象となっている。政府もまた、2002年2月に知的財産戦略会議の設置や2002年7月に知的財産戦略大綱を公表し、非財務情報に関するガイドラインを発表している。このように、情報利用者の多様化に伴って有用な情報が変化し、企業価値評価の重要性がましてくているが、このような状況のもとで企業価値の意味を問い直し、またはその評価を行うためには、従来の財務報告制度の延長線上の量的拡大と質的拡充だけで十分とはいえない。

⁽¹³⁾IAS38(2001)日本公認会計士協会訳

⁽¹⁴⁾古賀(2005)第1章

⁽¹⁵⁾伊藤(2006)第1章

⁽¹⁶⁾伊藤(2006)第1章

⁽¹⁷⁾植田(2008)第1章

⁽¹⁸⁾山上(1996)第1部

⁽¹⁹⁾山上(1996)第2章

⁽²⁰⁾パーカーは、「公衆の意見→社会会計の出現→社会会計基準の設定へ」という展開

第3章 問題提起

第1節 企業報告の変遷

第1章、第2章から、企業をとりまく環境の変化から起こった伝統的な会計情報の有用性の低下の要因として

- ① 産業型経済（プロダクト型経済）から金融サービス型経済（ナレッジ型経済）への経済基盤の重点移行
- ② 特許に関する訴訟の増加
- ③ 企業間競争の激化と企業の競争優位性の追求
- ④ 利害関係者をその関係グループという点から見ると多様化している事
- ⑤ 異なった社会利害グループが生態・少数者の権利・教育・安全・健康のような社会問題についてのより大きな企業のアカウンタビリティを提唱しはじめたとし、企業は自由財についても社会に責任を負うものとしてかんがえられるようになった事
- ⑥ 企業の社会批判を防御するため早期にそれを発見、回避するために社会関連会計の必要性がある事

が挙げられた。

上述した財務報告の変遷、非財務報告の変遷から、従来の報告形態では企業価値の説明能力が不足してきており、株主や消費者などステイクホルダーにとって十分なアカウンタビリティを果たしているとは言えなくなってきた事がわかる。そこで、非財務報告の拡充によって多様化するステイクホルダーの要望や拡大したアカウンタビリティ概念を実際に満たすことはできているのか、また、できるのかという事を問題提起として事例を研究することとした。また、消費者や株主といったステイクホルダーの要望だけではなく、国や証券取引所が規定や法律を制定する事が企業に影響を及ぼしている例も見られる。今後の企業経営における情報開示の在り方について考えるにあたり、変化する外部環境に企業がどのように対応しているのかをアメリカ、EU、カナダ、日本の事例をもとに述べていきたい。

第二節 国や証券取引所による非財務情報開示規制

政府や証券取引所が企業に非財務情報の開示を義務付けたり、上場条件として挙げたりしている例がある。(図表 3-1)

図表 3-1 非財務情報開示の主要国の状況

| | |
|-------|---|
| ヨーロッパ | 加盟 27 カ国は、非財務情報開示の国内法化を完了 主要国はその規制を超えた独自の開示規制 |
| アメリカ | SEC（米国証券取引委員会）の気候変動・紛争鉱物への対応 ニューヨーク証券取引所は 2009 年に ESG 情報を中心とする 企業情報を投資家に供給することを発表 |
| その他 | 中国が政策的に CSR 報告書を推進 南アでは統合報告の作成を義務化（ヨハネスブルグ証券取引 所では上場企業に統合報告の作成を義務付け） ブラジルではサステナビリティ報告を要請（場企業にサス テナビリティ報告書作成の有無を報告させ、作成していな い場合はその理由の開示を求める。） |

出所：JETRO「非財務情報の開示に関する EU 会社法改正の動向」

①EU

21 世紀に入り、会社法制度を EU レベルで統合する傾向が少しずつ強くなっている。

図表 3-2 EU 会社法

| | |
|------|--|
| | EU 会社法の移り変わり |
| 2001 | 価値評価にフェア・マーケット・バリューを導入するなどの改正 （理事会・欧州議会指令 2001/65/EC） |
| 2003 | 環境と従業員に関する開示強化などの改正（理事会・欧州議会指令 2003/51/EC） |
| 2006 | 開示強化とコーポレート・ガバナンス報告書を導入するなどの改正が（理事会・欧州議会指令 2006/46/EC） |
| 2010 | 非財務情報の開示をはじめとする、コーポレート・ガバナンス、 CSR などに関する作業が活発化。 |
| 2012 | 非財務情報の開示に関するパブリック・コンサルテーション 「欧州の会社法とコーポレート・ガバナンスの行動計画」(COM (2012) 740)を発表。その中で、「取締役会の多様性に関する方針と、非 財務リスク管理についての法案を会計指令の改正という形で 2013 年に提案する」と述べる。 |

2013 大企業に対し、環境・社会問題への経営上の対応について、開示を求める法案を準備していることをプレスリリースで発表

出所：JETRO「非財務情報の開示に関する EU 会社法改正の動向」より作成

年次報告書の詳細な規定

連結アニュアル・レポートには、少なくとも連結対象会社全体のビジネスの発展と業績、その位置づけの公正なレビューを、直面する主要なリスクと不確定要素とともに、含まなければならない。レビューは、連結対象会社全体のビジネスの発展と業績、その位置づけの、バランスの取れた包括的な分析で、ビジネスの規模・複雑さに対応したものでなければならない。この分析は、連結対象会社全体の発展、業績、位置づけを理解するうえで必要な程度までする必要がある。また、非財務の主要業績評価指標（KPI）を含むものとし、この中には環境および従業員に関する情報を含む事としている。また罰則規定としては民法、商法の二次法制として年次報告書に関する開示規定が設置されている場合は、民法や商法上の罰則が準用される。また、スウェーデン環境法では禁固刑、デンマーク環境計算書法では罰金刑がある。

これらを基に、次章ではより詳しく各国の規制や、それに対する企業の行動について述べていく。また、上記のような法規制だけでなく例えば紛争鉱物の取引きについて、国や証券取引所による規制が無く、非上場の企業でも情報開示をする企業もある。それら企業の情報開示について、なぜ開示をしているのか、どのような開示方法をとっているのか、その効果とはどのようなものなのか実際のレポートを通して考察していく。

第4章 事例研究

第1節 紛争鉱物に見る各国、各企業の対応

(1) 国連における紛争鉱物規定

国連は 2009 年に DRC (コンゴ)産の金をはじめとした鉱物資源の採掘・流通が反政府武装勢力の資金源になっているとして制裁措置をとることを採択した。これによって紛争や人権侵害の資金源になり得る鉱物資源を購入すべきではないという国際的な機運はさらに高まった。その中で、2010 年 7 月にオバマ政権下で金融規制改革法案、(一般には法案提出議員の名前をとってドッド・フランク法とも呼ばれる)が成立し、同法に紛争鉱物に関する記述が盛り込まれた時からといえる。この金融規制改革法、その名称が示す通り、本来の目的はリーマン・ショックのような金融危機を教訓として、リスク取引の規制や投資家保護などの強化を目的とした法律であるが、その法律の 1502 条に紛争鉱物に関する規定が盛り込まれた。⁽²¹⁾

(2) ドッド・フランク法について

ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法(ドッド・フランク法) 2010 年 7 月 21 日に法案が成立し、紛争鉱物に関するルールは 2012 年 8 月 22 日に採用された。ドッド・フランク法において規則の影響を受ける企業は、証券取引法に基づき SEC に対する報告義務があり、紛争鉱物が「製品の機能または製造過程において必要となる」企業である。現在「紛争鉱物」に分類されている金属及び鉱石は以下である。すなわち、スズ (Tin - Cassiterite)、タンタル (Columbite-tantalite)、タングステン (Tungsten - Wolframite)、金 (gold) で、これらの金属は「3TG」とも呼ばれる。当報告要件は、エレクトロニクス、通信、航空宇宙、自動車、宝石、ヘルスケア機器及び産業用機械の多くの製造業者に影響を及ぼす。というのも、米国に株式を上場する企業に限らず米上場企業に商品を納入する部品・原材料メーカーも対応が必要である。⁽²²⁾

米上場企業が同様の調査を進めており、使用状況を回答する必要があるためである。その為、紛争鉱物を使用しても直接の罰則はないが、武装勢力の関与が疑われる鉱物を使う企業には、消費者や企業が商品購入を避ける動きが広がるとみられる。対象企業に求められることは以下である。

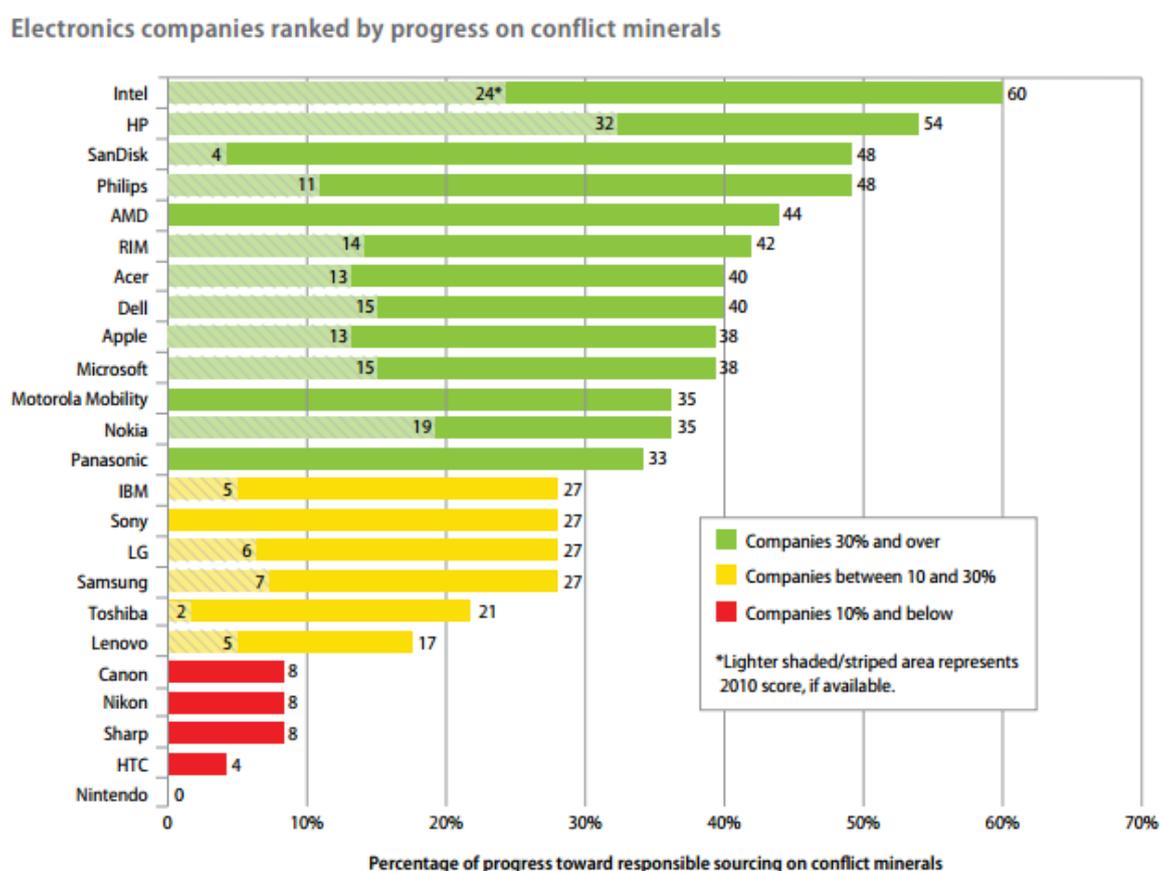
1. 自社または委託製造された製品または製造過程のどの部分で 3TG 金属が使用されているかを特定する事。
2. これらの金属の原産国に関して、産地まで遡ってサプライチェーン・デューデリジェンスや第三者による検証手続を実施し、必要に応じてプライベートセクターの監査を受ける事。
3. デューデリジェンスの結果を SEC への年次提出書類及びウェブサイト上で報告す

る事。

第2節 事例研究①

このような規制を受け、実際に紛争鉱物情報の開示を行っている企業がどのような開示をしており、その結果どのようなメリットがあり、ステイクホルダーの要求を満たしているのかいくつかの企業の例を見ていく。その際、Wall street journal 紙の2013年、紛争鉱物に対する取り組み企業ランキングを参考とした。(図表4-1)

図表4-1 紛争鉱物に対する取り組み企業ランキング



出所：Wall street journal Saturday, September 28, 2013

「紛争鉱物に対する取り組み企業ランキング」

(1位)インテル、(2位)HP、(3位)SanDisk、(4位)フィリップス、(5位)AMD、
(6位)RIM、(7位)エイサー、(8位)デル、(9位)アップル、(10位)マイクロソフト、
(11位)モトローラ、(12位)ノキア、(13位)パナソニック、(14位)IBM、(15位)ソニー、
(16位)LG、(17位)サムソン、(18位)東芝、(19位)レノボ、(20位)キャノン、
(21位)ニコン、(22位)シャープ、(23位)HTC、(24位)任天堂
上記ランキングで一位のインテル社、最下位の任天堂に焦点を当てて研究することとする。

(1) 事例—インテル社

インテルでは武装集団の資金源となる紛争鉱物を自社のサプライチェーンから排除していく目標を、2012年5月に発表した。目標においては、自社が製造するマイクロプロセッサで使用されるタンタルが紛争鉱物に該当しないことを今年中に証明することを掲げている。また、2013年までには、マイクロプロセッサに紛争鉱物が一切使われていないことを証明する目標を掲げている。既にインテルは2009年より取引のある製錬所への立入調査を自主的に始めており、2012年5月現在では13カ国における50カ所の製錬所に立入調査を実施した。インテルの取り組みは、2009年にサプライヤーに対しての調査を行うところから始まった。その結果明らかになったのは、扱っている原料に対してどのくらいの知識があるかという問題は、サプライヤー間に大きな落差があるということである。そのため、サプライチェーンを最も原料に近い精錬所までさかのぼり、そこで認証する仕組みをつくるのが最も効率がよいという結論に達した。それに基づき、インテルは2009年に業界初の精錬所の監査を行った。これがConflict-free smelter program(CFS)を立ち上げるきっかけにもなった。2012年12月までに、インテルは20カ国(豪、オーストリア、ベルギー、ボリビア、加、チリ、中国、独、香港、インドネシア、日本、マレーシア、ノルウェー、ペルー、韓国、南ア、スイス、台湾、タイ、米)、63の精錬所に対して調査を完了。前述のとおり、この作業はEICC-GeSIがサードパーティによる精錬所の監査システムを構築するための基礎ともなった。コンフリクトミネラルフリーへ業界をあげて取り組むための様々な活動をする一方、インテルは2010年にコンゴ共和国への使節団に参加し、コンゴで鉱物の取引に関わる様々なステイクホルダーと実際に対話を行った。紛争鉱物への理解を新たにし、問題点を認識することができたという点で、この訪問は大変貴重であり、インテルは再度コンゴを訪れることを予定している。精錬所やサプライヤーにとって、コンフリクトミネラルフリーの認証を得るためのコストは小さくない場合がある。そのため、インテルは”Early Adopters Fund”という助成金制度も提供した。実際に各国の精錬所で監査を行ったことで、インテルは精錬所におけるトレーサビリティについての知識を深めることができた。例えば、ある精錬所

では、鉱物の 最終出荷地はわかるが、どこの鉱山で採掘されたものかはわからない。例えば金のように密輸の多い鉱物では、この状態は状況を難しくする。そしてその状況は、鉱物によって大きく異なる。そのため、EICC では、鉱物ごとのアプローチをとり、まずタンタルから始めることにした。トレーサビリティの難しさから、SEC の規制は、中央アフリカからの鉱物への需要を急激に減らしてしまう危険性がある。これは規制の意図するところではないのでインテルは連邦政府や民間と協力し、**Public-Private Alliance for Responsible Minerals Trade (PPA)**という組織を 2011 年に立ち上げた。この組織の目的は、

- 1)健全な CF のサプライチェーンのパイロットを立ち上げる
- 2)コンゴからの健全な 鉱物の供給を支援するための、政府、業界、市民団体の協業のためのプラットフォームづくり
- 3)広い意味での情報のリソースとしてのウェブサイトの開設、である。

いくつかの業界ロビー団体(National Association of Manufacturers, US Chamber of Commerce など)は、2012 年に SEC 規制の停止を求めて訴訟を起こしている。インテルはこれらの団体のメンバーであるが、この訴訟においては立場に一線を画し、紛争鉱物問題に対しての取り組みを続けていくことを確認している。⁽²³⁾

(2) 事例—任天堂

紛争鉱物に関する情報開示への社会的評価として以下のようなものが挙げられる。

「For example, despite growing public awareness about this issue and significant industry movement, Nintendo has made no known effort to trace or audit its supply chain. Sharp, HTC, Nikon, and Canon are taking initial steps to join industry efforts, but their progress remains far behind industry leaders. 」これは、アメリカのシンクタンク Enough 社の紛争鉱物に関するレポートランキングの中での一文であり、インテルやアップルが評価される中、任天堂は取り組みが足りないと書かれている。これに対して、任天堂は、「コンゴ民主共和国および隣接している国からの紛争鉱物を製品に使用しないことを明確な方針として掲げ、紛争鉱物の使用禁止を任天堂 CSR 調達ガイドラインの中で規定しています。ガイドラインの遵守状況については、取引先実態調査表によって確認しています。 2012 年度には、紛争鉱物の不使用に関する方針を定めているか、どのような仕組みで産出国を調査しているかなどを把握するため、スズ・タンタル・タングステン・金を原材料に含む可能性のある部材を扱う生産パートナーに対して、紛争鉱物に関する取り組み状況調査表への回答も依頼しました。このように生産パートナーの取り組み状況の把握・監視に努めるとともに、生産パートナーのもとに実地調査で訪れた際には、各企業の責任者と紛争鉱物の問題について協議するだけでなく、製造現場で働いておられる方にも、この問題に対する任天堂の考えをお伝えしています。こ

れからも、生産パートナーとともに、任天堂ができることを考え、実施していきます。」という回答をしている。(24)

図表 4-2 任天堂による紛争鉱物への取り組み



出所：任天堂社CSRレポート 2013

(3) 各企業からの反応

2013年春にPwCが調査を実施し、約900社から回答を得た。対象企業は16業種にわたり、うちテクノロジーおよび製造業が約30%、金融および小売業がそれぞれ9%程度、エネルギー・鉱山業が8%を占める。そのほかのそれぞれの業種は5%未満であった。

本サーベイでの焦点は次の4点である。

- 1 本規則に関する一般的な設問、およびインパクト
- 2 サプライチェーンと原産国調査（RCOI：Reasonable Country of Origin Inquiry）
- 3 レポーティングと監査
- 4 ガバナンスとステイクホルダーの懸念

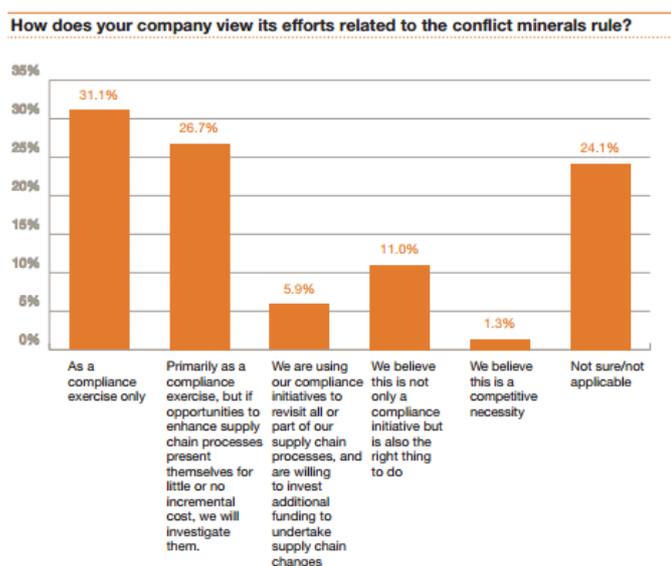
半数を超える58%が、今回の取り組みはコンプライアンス対応として捉える一方で、6%の企業においては、自社のサプライチェーンを見直す機会として活用している。

(図表 4-2)

「複数の設問において、”not sure / not applicable”という回答が見られた。これらは、本ルールが複雑であること、また多くの企業において取り組みが未だ初期段階である

ことを反映しているものと考えられる。」

図表 4-3 [conflict mineral survey How companies are preparing](#)



出所：[PwC\(2013\)「conflict mineral survey How companies are preparing」](#)

第3節 各国における取組

(1) カリフォルニア州

カリフォルニア州は、カリフォルニア州政府が連邦規則(ドッド・フランク法第1502条)に違反している企業と契約することを禁じる法律「California Transparency in Supply Chains Act」を制定している。カリフォルニア州は、カリフォルニアで事業を行っている小売販売業者及び製造業者に対して、有形財の販売のための直接的なサプライチェーンにおける奴隷労働や人身売買を撲滅するための努力について開示するよう求める法案を可決した。⁽²⁵⁾

(2) カナダ

1) カナダ議会には2つの法案が提出された。

① Trade in Conflict Minerals Act

議案の最初の提示：2010年9月30日⁽²⁶⁾

この法律の制定は、アフリカの五大湖地域に由来する鉱物の購入に際して当該鉱物にかかる一連の取引からいかなる不法武装グループも利益を得ていないことを確認す

るためにデューデリジェンスを行う事をカナダ企業に義務付けている。また、アフリカの五大湖地域において企業の社会的責任を実践していないと信ずるに足りる合理的な根拠のあるカナダの鉱業セクター企業を国際貿易省宛の年次報告書においては明記することを鉱業セクターの CSR 参事官に義務付けている。

②Corporate Accountability of Mining, Oil and Gas Corporations in Developing Countries Act

議案の提示：2009年2月9日

この法律の目的は、発展途上国におけるカナダ企業の採鉱、石油またはガス事業に関して、環境にかかるベストプラクティスを奨励するとともに、人権に関する国際的な基準の保護奨励を確実にすること。同法は採鉱、石油またはガス事業に係る企業の説明責任の基準を明示するガイドラインを公表する責任を外務、国際貿易大臣らに課し、また同法の規定と運用に関する年次報告書を議会の両院に提出することを大臣たちに義務付けている。

また、2013年3月には、新民主党外務評論家ポール・デュワーによって comprehensive conflict-free mineral bill がカナダ議会に提出された。これは企業が定期的に、金、錫、タングステン、特に中央アフリカ、コンゴ民主共和国からのタンタルのような鉱物の入手方法を報告する必要があるというもの。提案された法案は、彼らが元鉱物が武装グループに資金を供給していないことを確認し、メカニズムや従うべき企業のためのガイドラインを提供する。⁽²⁷⁾

2)カナダコンフリクトフリーイニシアチブ

The Enough Project と共にカナダで紛争鉱物の問題についてデューデリジェンスを要求する法律を採用する企業や政策立案を促すため、カナダの国民の間の意識を教育し、高めることを目指し、取り組みを行っている。

(3) EU

1)EU 議会はアフリカ諸国における紛争鉱物の不法な搾取を阻止するためのツールとして輸入鉱物を確実にトレース可能にする EU 法の制定を EU に求める決議の採択をした。⁽²⁸⁾また、EU は採鉱産業における透明性の問題を原材料に関する EU の新たなコミュニケーションに反映すると述べている。これは世界的な資源不足に対応する EU の政策に関する戦略を示した「2008年原材料イニシアチブ」につづくものである。2011年9月、それらを推進していくため「資源効率化ロードマップ」を発表した。そして2012年 OECD ガイドライン（デューデリジェンスや責任あるサプライチェーンの管理に関する OECD の推奨を含む）と国連を支持する旨をアナウンスし、2012年2

月に合意が予想される採鉱産業と各国政府との資金の流れの「国別の強制開示」を盛り込む予定である。また、2013年3月には「責任ある鉱物の調達に関するイニシアチブ」に関するコンサルテーションを開始した。

2)原料イニシアチブ

2008年、EU委員会において「原材料イニシアチブ」(Raw Materials Initiative (RMI))が策定された。⁽²⁹⁾RMIの実行段階としては様々な進展があるが、まずメンバー国及び関係業界との議論を経て希少性の高い原材料14鉱種(アンチモン、ベリリウム、コバルト、蛍石、ガリウム、ゲルマニウム、グラファイト、インジウム、マグネシウム、ニオブ、PGM、レアアース、タンタル、タングステン)を選定し、2010年6月に公表した。議論の過程では、鉱種毎の地質学的な埋蔵量不足は希少性につながるのかどうかという点が論点となった。今後の対応としては、フォローアップと更なるサポート策を講ずるべく、クリティカルな原材料については5年おきにリストの更新を含めた全体の見直しを行うこと、統計情報を改善し年報を作成すること、今後の新技術の動向等の更なる調査を行うこと、原材料供給に関するサブグループを設けることが必要になる。また、鉱物資源へのアクセス、貿易・投資、リサイクル、代替技術、原材料効率化等については、他の政策分野にも及ぶ様々な対応策が考えられる。

3)紛争および高リスク地域から責任ある鉱物の調達を行う EU イニシアチブに関する公開協議 2013・6

この協議の目的は、紛争および高リスク地域からの鉱物の責任ある調達のためのEUのイニシアチブで、利害関係者の意見を得ることである。高リスク地域 - 政治的不安定な地域や市民の不安の多い地域である、戦争地域、戦後の地域など。委員会は、このような紛争鉱物の調達や、サプライチェーンの透明性や安全保障などの問題の理解を深めたいと考える。

紛争の影響を受け、途上国の鉱物の採掘における責任ある調達のためのデューデリジェンスの取り組みと支援を欧州委員会はどのように合理的かつ効果的な方法で、継続・補完していくかを、判断するためにこの結果を使用する。協議は2013年6月26日まで開催され、貿易のための委員会の総局によって管理された。

欧州の議論は米国のように特定の国を対象とするのではなく、紛争鉱物そのものを対象とし、既存の仕組み(OECDのデューデリジェンスプロセスなど)を活用していくことが予想される。国家の市場競争力との兼ね合いや合理性、効果的な方法などを考慮して規定を作る為に企業との協議などが必要だとして議論が慎重になされている。

第3節 考察

紛争鉱物に関する開示を法で規制することは、米国内で上場している企業に対して影響力があるだけではない。ひとつの規定が制定されることで、企業のサプライチェーンまで影響を及ぼす。紛争鉱物の開示→サプライチェーンの見直し、上場企業のみならず紛争鉱物の使用が抑制される。また、児童労働・劣悪環境での労働を発見できる可能性がある→消費者によるボイコットなどの予防、リスクの削減となる。ひとつの非財務情報の開示に関する規定が成立し、施行されることで全世界的な変化につながるのである。

第4節 事例研究②

第2節、第3節では紛争鉱物に関する規定や各企業の対応を研究してきた。第4節では、その他動物実験や違法木材などの非財務情報開示に関する各企業の対応について言及していく事にする。

(1) 動物実験—資生堂の事例

資生堂は2月28日、2013年4月から化粧品の開発で動物実験を原則廃止すると発表した。⁽³⁰⁾動物愛護の観点から、動物実験を経た化粧品が3月11日以降欧州連合(EU) 域内で販売できなくなることに対応した。同社は動物実験に代わり、細胞や人工皮膚を使った試験などで安全性を保証できる体制を確立済みで、これら代替法の認可を国に働き掛ける方針だとしている。EUは03年に化粧品に関する動物実験の禁止を定めた法規制を発効し、10年の猶予期間を経た13年3月11日以降は、動物実験をした製品や動物実験済みの原料を配合した製品の販売も全面禁止される予定である。化粧品大手各社は、欧州で販売する製品については法規制に対応済みで、欧州以外の製品についても動物実験を将来廃止する方向では一致するが、資生堂を除く各社は動物実験の代替法が確立されていないとしてなお続けているのが現状である。この件は、ステイクホルダー(消費者)からの要望が企業に影響を及ぼした例の一つである。

(2) 違法木材

違法伐採とは、伐採国の法律・規制に違反する形で木材を伐採することを指す。違法伐採は世界的な問題であり、経済、環境、社会的に大きな悪影響を及ぼしている。経済面では、違法伐採により収入の減少をはじめとする逸失利益が生じる。環境面では、違法伐採は森林破壊、気候変動、生物多様性の損失と結びついている。社会面では、違法伐採は土地や資源をめぐる争いや、地方・部族共同体の機能低下、武力紛争を引き起こすことが多い。⁽³¹⁾

さらに、違法な伐採が原因で安価ではあるが違法な木材や木材製品が市場に流通することになり、責任ある事業者の取り組みを損なう。2010年10月、EUは違法に伐採された木材の貿易を取り締まるため、新しい木材規則1を採択した。これは、2003年に採択された森林法施行・ガバナンス・貿易（FLEGT）EU行動計画に基づく数々の行動の一環である。

本規則により、違法に伐採された木材や違法伐採木材を用いた製品のEU市場への出荷が禁止される。本規則ではEU市場に最初に木材製品を出荷するEU内の取引業者に対し、「デューディリジェンス（適切な注意）」を行使するよう義務付けている。一度市場に出荷された木材および木材製品は、最終消費者の元に届く前に転売されたり加工されたりする場合がある。木材製品のトレーサビリティを確保するため、サプライチェーン中の転売・加工に関わる事業者は自社の供給業者および顧客について記録する義務を負う。2008年に国連人権理事会に「保護、尊重、救済：ビジネスと人権のための枠組み」が報告され、さらに2011年に上記枠組みを実施するために「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下、「指導原則」という。）が国連人権理事会に提出され、承認された。現在、この「指導原則」を中心に、国際的な議論が展開されている。

<枠組みの柱>

- ①人権侵害から自国民を守る国家の責任
- ②人権を尊重する企業の責任
- ③救済手段に簡単にアクセスできることの重要性

<「指導原則」における企業の責任の概要>

- ①国際的に認められた人権、すなわち、最低限、国際人権章典で表明されたもの及びILO（国際労働機関）の中核的労働基準に関わるものが対象
- ②人権尊重責任を果たすことについて社内外にコミットメントすること
- ③(1)自らの活動を通じて人権に負のインパクトを引き起こし、それを助長する事を回避し、そのような負のインパクトが生じた場合にはこれに対処すること
(2)そのような活動でなくても、取引関係によって企業の事業、製品またはサービスと直接的につながっている人権への負のインパクトを防止または軽減するよう努めること（責任範囲はバリューチェーンにも及ぶ）
- ④ビジネスがもたらす人権への影響を特定し、その防止、軽減、対処など取り組みを実施すること
- ⑤ステイクホルダーや専門家との連携に努めること
- ⑥対応の実効性を追跡調査し、取り組みを公表すること

「指導原則」を受けて、欧州委員会においては、昨年12月、中小企業向けの人権ガイダンス文書公表、本年職業紹介事業、情報通信技術、石油・ガス業界の3部門向け

のガイダンス文書公表予定。その他の国際機関・団体において、取り組みがなされている。

第6節 考察

紛争鉱物の取引や強制労働のニュースは企業のレピュテーションを損ない、消費者の購買意欲の低下に起因する売上げの減少を引き起こし、企業の財務状況に関する一般的な見通しにも悪影響を及ぼしてしまう。また、通信ネットワークの高度化により、企業の不祥事が表面化すれば、たちどころにその事実やニュースは世界中を駆け巡り、投資家の注視にさらされることになる。それだけに、投資家は、投資先企業のレピュテーションやブランドイメージを脅かす社会的リスクを理解する必要に迫られている。任天堂は紛争鉱物についての取り組みを批判され、紛争鉱物に対する方針の策定、情報の開示を実施し始めている。その中で、紛争鉱物に対する取り組みだけでなく、サプライチェーンでの未成年労働者の雇用を防止する取り組みや当該企業の CSR に対する方針の共有なども同時に行っている。企業の労使関係や地域社会との関係は企業価値・評価に関わっているといえる。多様化するステイクホルダーの中でとりわけ投資家、市場に関しては「リスク削減」を実現するのに非財務情報の拡充化は有用であると考えられるだろう。

ここで、企業の非財務報告についての世界的な流れについて調査した際、「デューデリジェンス」という言葉がキーワードとして浮かび上がってきたことから、一度デューデリジェンスについてこの章で整理することとした。また、人権デューデリジェンスを重要な概念として取りあげている国連ラギー・フレームワークについても本章で焦点を当てた。

(21) OECD (2011) 「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス、OECD パブリッシング」。

(22) 経済産業省(2011) 『紛争鉱物のサプライチェーンに関する Due Diligence ガイダンス (OECD) について』

(23) インテル社ホワイトペーパー 「Intel's Efforts to Achieve a “Conflict-Free” Supply Chain」

(24) 任天堂 HP

(25) BureauveritasHP

(26) CanadaParliament

(27) Enough Project 「Conflict-Free in Canada」 2013

(28) EU 「EU calls for input on 'conflict minerals」 2013

EU 「COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN

PARLIAMENT AND THE COUNCIL The raw materials initiative — meeting our critical needs for growth and jobs in Europe」 2008

EU スピーチ「Karel De Gucht European Commissioner for Trade Conflict Minerals: The Need to Act」 2013

⁽²⁹⁾ EU 「Public consultation on a possible EU initiative on responsible sourcing of minerals originating from conflict-affected and high-risk areas」 2013

⁽³⁰⁾ 『動物実験を原則廃止、資生堂、化粧品開発で、来月から。』 2013/03/01 日経産業新聞 15 ページ

⁽³¹⁾ EUROPA MAGAZINE 「違法木材について」

第5章

第1節 デューデリジェンス

(1) 伝統的なデューデリジェンス

デューデリジェンス (due diligence) とは、直訳すると正当な注意の事であり、一般的に、M&A 取引、資産売買取引およびその他の取引の対象物に関して当該取引に関係するものが特定の意図をもって特定の観点から、特定の範囲と深度で行う調査のことである。あるべきデューデリジェンスは過去と現況に関する情報を基に、さらに別の観点の調査を進めていく。伝統的なデューデリジェンスはこの段階でおわりであり、将来に関するより動的な思考に欠けていた。これからのデューデリジェンスはより将来的、動的な思考であるべきだとされている。M&A 対象企業・事業の過去の状況および現況の調査を出発点としつつ、将来性の分析や予測、シナジー効果の詳細な分析とシナジー効果実現のためのプロジェクト・プランニング、統合にかかるリスクの調査及び統合プロジェクト・プランニングを含んだ、より将来志向のものを「戦略的デューデリジェンス」と呼ぶ (⇔伝統的デューデリジェンス) 伝統的デューデリジェンスとは、対象企業・事業の沿革、組織の概要、過去三年間程度の損益状況に焦点をあてていたもの。戦略的デューデリジェンスは将来志向であるとされている。⁽³²⁾

第2節 国連ラギー・フレームワーク

(1) ラギー・フレームワーク

国連による人権規制枠組みの策定において中心的な役割を果たした、ラギー氏は1997年にコフィ・アナン国連事務総長(当時)のアドバイザーに就任し、「国連グローバル・コンパクト(UNGC)」3の策定に携わってきた。⁽³³⁾UNGCは企業4に労働、人権、環境保護、腐敗・汚職防止への取り組みを求めるイニシアチブであり、世界全体で135カ国の8,000以上の企業・団体が署名している。2005年にラギー氏は企業と人権に関する国連事務総長特別代表に任命され、企業と人権に関する既存の基準や実際の慣行を整理し明確にする作業を開始した。08年にそれまでの調査研究などの成果をもとにした枠組み・指針を国連人権理事会に報告し、承認を得た。11年3月にラギー氏が指針の最終案を国連人権理事会に提出し、2011年6月の人権理事会で正式に採択された。この一連の流れを経て策定された、通称「ラギー・フレームワーク」は以下の3点を柱としている。

- ① 国は人権を保護する義務を負う
- ② 企業の人権尊重責任 (corporate responsibility to respect)
- ③ 有効な救済へのアクセスが必須・国家の人権保護義務 (state duty to protect)

①国家の保護義務

国家自らが人権を侵害しない義務、および、領域内の第三者（企業を含む）に人権侵害を犯させないようにする義務から構成される。このうち、前者は伝統的な自由権の保護であるが、後者については、ラギー氏が 2008 年に国連に提出したレポートにおいて、次の 2 つのアプローチを例示している。一点は、人権への取り組み状況を企業が報告書などにより開示する制度の策定や、人権問題に関する株主提案を容易にする方向である。もう一点は、企業犯罪の量刑などにあたり「企業文化」を考慮することである。また、企業間で人権に関する取り組み事例を共有し、そのような企業の取り組みを公的にサポートすることも言及されている。同様の制度が整っていない国家は、経済的に密接に関連している国家間で制度情報をやりとりすることが奨励されている。

②企業の人権尊重責任

他者の人権の侵害を回避し、また、生起し得る否定的なインパクトを解消するための取り組みを指す（2008 年報告書）。これは、国家の義務に対する二次的な責任を意味するのではなく、「独立した固有の責任」であると述べられている。この責任を果たさない場合には、世論の裁判所(courts of public opinion...従業員、地域社会、消費者、市民社会、投資家などから構成される) に服する可能性がある。この責任に関しての重要な概念として「人権デューデリジェンス」(human rights due diligence) と「加担」(complicity)の 2 点が挙げられる。

「人権デューデリジェンス」とは、企業が国内法の遵守を確実なものとするだけでなく、人権侵害の発生を避けるという視点でリスク管理を行うプロセス(2008 年報告書)である。この概念は、社会的責任の国際規格である ISO 26000 の策定に大きな影響を与えており、人権に関するリスク管理のプロセスを示している。☆人権デューデリジェンスとは、企業等の組織が、人権に関する基本方針の策定、人権への方針等を組織内で徹底させるためのマネジメントシステムの構築、ビジネスが人権に与える影響の評価、関連情報の開示と取り組みに対する評価を継続して行うことを指す。

「加担」(complicity)とは、企業による間接的な人権侵害を識別する概念である。企業は、自社の企業活動が直接的には人権侵害を行っていないとしても、取引先がそのような操業を行っている場合には間接的に人権侵害に加担していると言える。この加担という概念は、故意の場合は言うまでもなく、認識すべきであった場合も含まれるとされている。人権侵害に加担した企業は、法的または社会的な制裁を受けて企業の評判を落とすリスクが生じる。これを回避するためには、人権デューデリジェンスを取引先等にまで拡張することが必要になる。「企業の人権尊重責任」では、人権デューデリ

ジェンスをどの程度まで行う必要があり、そのコストとベネフィットはどの程度かということ認識することが経営上の大きな課題となる。

③救済へのアクセス（access to remedy）

人権規定の実効性を高めるには、侵害があった場合の救済の仕組みを確立する必要がある。企業による人権侵害が生じた際には、企業と国家の双方が救済システムに参与するものとされ、（企業など）非国家メカニズムと呼ばれる。第一の非国家メカニズムには2つの機能があり、一つは企業による取り組みの現状を把握する機能であり、二つ目は早期解決によって事態の深刻化を回避する機能である。労働者や地域住民など様々なステークホルダーから提起される人権問題を企業の窓口で対応することを示しているが、必ずしも企業単独で行うものではなく、他社や社外の専門的諸機関との協調もあり得る。国家の非司法的メカニズムは、各種の人権救済機関の活用であり、OECD 多国籍企業ガイドラインによって加盟国および準拠国に設置される National Contact Point (NCP)⁽³⁴⁾などが含まれる。このようなメカニズムの中には企業による人権侵害からの救済を目的としていない場合もあり、その実効性には疑問があるものの、NCPについては救済のための重要な手段であると位置付けられている。人権デューデリジェンス概要について前節で述べた通り、「企業の人権尊重責任」を具体化する手段として人権デューデリジェンスが位置付けられる。その枠組みはラギー・フレームワークにより形成され、ISO 26000 と OECD 多国籍企業ガイドラインなどにより具体化された。

(2) 策定プロセスについて

①人権方針の策定

ISO 26000 では、組織内の当事者及び組織に密に関連している当事者に有意義な手引を示すことを目的として、当該組織の人権方針を策定することを第一段階と規定している。人権方針は専門家の意見を得て策定され、当該企業の経営陣の承認を得る必要がある、事業のあらゆる場面で実践するものであるとされている。

②人権影響評価

既存の企業活動及び計画段階の活動が人権にどう影響するかを評価する手段を設けることが次の段階である。現時点だけでなく、ある事業が実施された際に将来において生じる可能性のある人権問題を評価することも目的に含まれる。

③組織全体に人権方針を統合するための手段

人権問題は企業の管理部門だけが対処するものではない。そのため、企業活動のあらゆる場面における人権侵害の発生を縮減する目的で人権方針を企業内に広く認識させる必要がある。

④継続的評価

人権保護への取り組みのパフォーマンスを長期にわたり追跡するための手段を設ける。評価基準は、現状を客観的に把握することだけではなく、次の改善につなげるための情報を得るといっても活用できなければならない。時間や状況により評価項目や手法が変わってしまうと経年変化を読み取れなくなるため、長期的に利用可能な評価基準を設ける必要がある。

⑤改善に向けた行動

自らの意思決定及び活動により生じる恐れのある負の影響に対処するための行動が最終的に必要となる。これまでの評価結果を踏まえ、人権に関する状況を改善する行動につなげる。また、改善の対象には、評価基準そのものも含まれる。人権DDは、企業が直面する人権課題に取り組む上で評価基準を策定、計画を立案して実行し、その結果を評価後に改善して次のステップへとつなげる仕組みであり、Plan（計画）・Do（実行）・Check（点検・評価）・Act（改善・処置）のPDCAサイクルを回すことを要求する。このことは、企業の人権への取り組みにおいても、経営管理で用いられる手法が有効であると考えられていることを示している。しかし、PDCAサイクルについては実際の事業活動と同様に、各段階での作業の遅れの発生や、実態的な評価の困難性、予算や人員の制約などの課題があることも指摘されている。

(3) 人権デューデリジェンスの評価基準策定

上述した人権デューデリジェンスを具体的に進める上での最初の障害として、計画立案と評価基準の策定が挙げられる。例えばわが国では、日本企業における伝統的な人権問題と、国際人権規定が課題とする人権の内容が必ずしも一致していない。日本企業にとって最も身近な人権は、労働者の人権である。労働基本権だけでなく、職場での差別をなくすなどの人格的利益の保護の考え方については浸透している。しかし、これが事業所周辺の住民の権利となるとどうであろうか。騒音や排気・排水について法令順守をしていることは当然であるが、地域住民の居住や生活に関わる様々な権利利益を侵害しないこと、また居住環境、地域コミュニティを尊重することにまで人権の意識が及んでいるかは、疑問が残る。日本国内では意識されにくいISO 26000では、人権に対する危機的状況を引き起こす場面として次のような指摘をしている。

- ・紛争又は極端な政情不安、民主主義体制又は司法制度の破たん、政治的又は市民的権利の欠如・貧困、干ばつ、極端な健康問題又は自然災害・業務活動と先住民族のコミュニティとが近接する場合

- ・児童に影響する、又は児童を巻き込む可能性のある活動・汚職の文化

などが例示され、これらを実評価基準に反映することが世界的な標準であり、日本国内での一般的な人権問題よりも範囲が大幅に広がるため、日本企業が人権デューデリジ

エンスのP D C Aサイクルを動かす際には発想の転換を求められる。そのため、日本企業は最初から困難に直面する可能性があり、計画・評価基準策定の段階から外部の意見も含めて幅広く情報収集とその分析を行い、計画を立案することが求められる。さらにラギー・フレームワークや ISO 26000 が企業に期待する人権デューデリジェンスは、企業の経営の影響が直接的に及ぶ範囲だけではなく、資材の調達や製品製造から廃棄・リサイクルまでのプロセスで、間接的にせよ人権を侵害する恐れのある点まで配慮することを求めている。紛争地域や独裁国家で採掘・採取された資源はその収益が武装勢力の資金源となる可能性があるため、直接的な人権侵害の恐れがある。近年ではさらに、これらの資源をもとに製造された部品の購入も、間接的に人権を侵害していると指摘する意見が徐々に増えている。

このような議論の背景にあるのが「影響力の範囲」や「加担」と言われる問題である。「影響力の範囲」という概念は、U N G Cが企業の社会的責任について用いたことが始まりである。企業が職場だけでなく、取引先などを含める社外においても人権を尊重することを推進する考え方である。しかし、ラギー・フレームワークでは「影響力の範囲」という概念で人権デューデリジェンスを画定していない。「厳密性を求められる概念としては広すぎるか、曖昧すぎる」ために、「企業の人権尊重責任の具体的な範囲」を確定するという面では利用できないと結論付けられた（2008 年報告書）。また、ラギー・フレームワークでは、人権D Dの主要部分是人権侵害への加担を回避することにあるとされている。「加担」とは上述の通り、企業による間接的な人権の侵害を企業に帰責する概念を指している。これに関してラギー・フレームワークの影響を受けた ISO 26000 では、①「直接的加担」②「受益的加担」③「暗黙の加担」という3類型を示している。

①直接的加担

企業が意図的に人権侵害を支援することを指す。

②受益的加担

他社が行った人権侵害から直接的に利益を得ることを含む。平和的な抗議活動に対する治安部隊の鎮圧行動を企業が黙認することや、供給業者が労働における基本的権利を侵害したことから企業が経済的な利益を得ることなどが、その例として示されている。

③暗黙の加担

組織的又は継続的な人権侵害の問題を関係当局に提起しないことなどを意味する。

人権デューデリジェンスによって明らかになった人権侵害の恐れを回避するために企業に期待される行動として、次のような例が示されている

- ・人権を侵害するために物品又はサービスを利用する事業者に対しては、これらを提供すべきではない
- ・パートナーシップとの関連で、又は契約事業の実施において、人権を侵害するようなパートナーと正式な又は非公式のパートナーシップ又は契約関係を取り結ぶべきではない
- ・購入対象となる物品及びサービスが生産される社会的及び環境的条件について把握しておくべきである

救済における企業の役割人権は侵害された際に救済する仕組みがなければ絵に描いた餅に等しい。ラギー・フレームワークは、ISO 26000 とOECD多国籍企業ガイドラインでは、企業が構築すべき苦情処理の仕組みや、企業の人権侵害に関する申告先の設置などについて規定を置いている。ISO 26000 では、苦情解決の項で「人権を侵害されたと考える人々が侵害された事実をその組織に知らせ、救済措置を求めるための仕組みを確立すべきである」と定め、企業内に苦情処理の窓口を設けることを求めている。また、ISO 26000 は企業の苦情処理窓口が効果を発揮するには、これらが「合法的であること、利用しやすいこと、予測可能であること、公平であること、権利と両立可能であること、明確かつ透明であること、対話及び仲裁を基礎とすること」を求めている。しかし、企業の苦情処理窓口で企業自身が自社の人権侵害を救済するとなれば、その客観性や信頼性は初めから疑問視されることは言うまでもない。

(4) 国際人権規定の適用と効力

ラギー・フレームワーク自体は国際条約ではなく、ISO 26000 やOECD多国籍企業ガイドラインについても各国内における法律と同等の強制力を持つわけではない。ISO 26000 は「組織が法令順守以上の活動に着手することを奨励することを意図している」のであって、「あらゆる訴訟における訴え、苦情申立て、弁護、その他の主張のための根拠を提供することを意図しておらず、国際慣習法の変化の証拠として引用されることも意図していない」と記されている通り、企業の自主的な取り組みを促進する契機となるにすぎないと位置付けられている。また、OECD多国籍企業ガイドラインも「企業による行動指針の遵守は任意のものであり、法的に強制し得るものではない」と記しており、強制力を持たないことを明らかにしている。その一方で、国際的NGOなどによる告発やネガティブキャンペーンなどを背景として、ISO 26000 やOECD多国籍企業ガイドラインを参考にしてサプライチェーンにおける取引先との契約に労働慣行や環境配慮といった企業の社会的責任に関わる条項を盛り込む「CSR調達」の動きが広がっている。これまでに紹介した規定が企業の社会的責任のガイドラインとして幅広い層に参考とされていることは確かであると言えよう。こ

のため、ISO 26000 やOECD多国籍企業ガイドラインが社会で強い支持を集めることになれば、各国における会社法などビジネス法の解釈の際に、善管注意義務の判断基準を厳格化する方向に作用することもあり得ると思われる。

第3節 ISO26000⁽³⁵⁾

2010年国際的な人権規定の改訂や新規策定が相次ぐ中で企業を含む組織の社会的責任に関する初めての国際規格である「ISO 26000」が11月に発行された。本規格は、当初は「企業の社会的責任」に関する規格であったが、規格検討において、社会的責任を負うのは企業だけに限らないという考えの下、「社会的責任」という表現に修正され、あらゆる組織を対象とするものとなった。ISO 26000は、SRに関する手引を提供する国際規格で、ISO 26000は、過渡期の経済に加え、先進国及び途上国における公共及び民間の両セクターの全ての組織が使用することを意図して作成されている。ISO 26000は、組織及び社会がますます求めている、社会的に責任のある方法で組織が運営を行う努力を支援している。また、ISO 26000は、自主的な手引であり、要求事項は含まない。ISO 26000は、ISO 9001 や ISO 14001 のように認証規格に用いるためのものではない。

第4節 OECD 紛争鉱物ガイダンス/デューデリジェンス⁽³⁶⁾

まず、タンタル、タングステン、およびそれらの鉱石ならびに派生物、そして金の責任あるグローバル・サプライチェーン・マネジメントの基礎となる詳細なデューデリジェンスの枠組みを提示する。本ガイダンスの目的は、企業が人権を尊重し、供給業者の選定を含む資源調達に関する意思決定を通じて紛争に手を貸してしまうことを回避するための支援をすることにある。そうすることにより、本ガイダンスは、企業が持続可能な成長に寄与し、さらに自ら責任を持って紛争地域および高リスク地域から調達を行う際の一助となり、一方で供給業者との間で建設的な関係づくりを可能にする環境を創造する。また本ガイダンスは、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーン・マネジメントの本質に関する期待を明確にするために、鉱物サプライチェーンおよび産業主導で作られる可能性のある枠組みにおける全供給業者ならびにその他利害関係者のための共通の参照資料としての役割を果たすことを意図している。本ガイダンスは、紛争地域および高リスク地域からの鉱物サプライチェーンにおける説明責任と透明性を促進させるための、各国政府、国際機関、産業、および市民社会の間における共同の取組みの結果であり、これらの国際人権諸規定は、国家を主体とした人権保障の枠組みに、企業を取り込むことを目指している。

(32) PwC アドバイザリー(2006) 第三節

(33) United Nations Human Rights Council

<http://www.ohchr.org/en/hrbodies/hrc/pages/hrcindex.aspx>

(34) NCP について

企業から距離を置きつつ、企業による人権侵害について申告を受け付ける仕組みが必要になるであろう。こうした客観的な苦情受付の仕組みの一つが、OECD が定めている「National Contact Point (NCP、各国連絡窓口)」である。OECD 加盟国は、多国籍企業ガイドラインの規定に従って NCP を設置し、ガイドラインに関する情報提供や実施に関する問題解決を行う。多国籍企業ガイドラインでは人権の尊重が強調されており、企業が関わる人権問題も NCP が扱うと規定されている。企業による人権の侵害、環境汚染などガイドライン違反の疑いが NCP に通報されると調査が行われ、ガイドライン実施上の問題の有無、解決に向けた合意の有無などが公表される。

OECD 加盟国の企業が非加盟国地域でガイドラインに違反している疑いがある場合には、加盟国の母国の NCP に訴えることができる。そのため、日本企業が OECD 非加盟国に設けた工場で団結権の侵害や児童労働などの問題がある場合、日本の NCP が案件の調査を実施することになる。しかし、OECD 多国籍企業ガイドラインは多国籍企業に対して発する責任ある企業行動に関する「勧告」である。その実行は各企業の自主的判断に委ねられている。NCP は当事者間で合意に至らなかった場合に出す声明中において、行動指針の実施に関する勧告を出すこともできるが、法的な強制力はない。企業イメージと事業活動に大きな負の影響を与える社会的制裁を受けるといえるであろう、という点にとどまるのが現状である。企業が名声リスクなどをどのように判断するかにもよるが、国際人権規定では企業を中心とした救済システムが重視されているものの、確実性は必ずしも担保されていないことについても留意する必要があると考えられる。

(35) 財団法人 ISO 26000 “Social Responsibility ISO 26000 Project overview” 日本規格協会誌

(36) 経済産業省(2011)『紛争鉱物のサプライチェーンに関する Due Diligence ガイダンス (OECD) について』

第6章 今後の企業経営における情報開示の在り方

グローバル化により、ある国の規制や市民の運動からその国だけではなく世界的に非財務情報に関する開示や、開示しない事リスクが高まる事例が増加している。その中で企業への非財務情報の開示を要求する動きは様々である。これは従来のように投資家・株主だけが重要なステイクホルダーではなくなり、消費者、市場、サプライチェーン、従業員など企業をとりまくすべてのステイクホルダーが重視されるようになってきたからである。前半の研究において、世界的な「ステイクホルダーの要望の多様化、アカウンタビリティの拡充」について言及し、企業は企業報告に求められる内容が国際的に変化してきたことをうけて、その報告において先進的な企業を見習い、非財務情報の拡充化を行うべきだと考えてきた。実際、国際的な機関による非財務情報拡充に向けたフレームワークやガイダンスの発表があいついで行われ、それに批准する国も多い。国際的に非財務情報というものへの関心は高まっている。

しかし、EU やカナダの事例を通して一概に「国際的な潮流」が各国の企業の非財務情報の開示や国としての政策に反映されるわけではないことがわかった。各国がそれぞれ非財務情報の開示について共通の必要性を実感していても、国の政策として非財務情報開示について規定していく段階において、例えばその規定が企業の国際競争力の低下を招く懸念などがあるため非財務情報開示規定の範囲などについて慎重に検討しなければならないからである。この検討において、様々なステイクホルダーからの意見を取り入れることは非常に重要である。

また、米国が紛争鉱物に関する規定を発表し、いち早くこの問題について取り組んだが、制度化していない EU・カナダが一概に遅れているというわけではないと考えた。上述のように、EU・カナダでは頻繁な議論やステイクホルダーを招いたラウンドテーブルなどが開催され、着実に紛争鉱物への対応は進んでいる。企業の活動に対して社会的責任を求める法律を制定することは決して容易なことではなく、また、法整備による規制だけが企業が責任ある企業活動を行い、求められる非財務情報開示を行っていく事につながるわけではない。それは、EU の化粧品に動物実験の規定や米国の紛争鉱物に関する証券取引所の規定が国を越えて日本企業に影響を及ぼしている事例を考えると明らかである。また、インテル社のようにある情報開示についての体制を一から見直そうという働きかけを行った結果、その見直しの過程で企業リスクの発見につながるという企業にとってのメリットが得られた事例も見受けられた。求められる情報開示を行うためには、まず企業活動が正しく行われる必要がある。情報開示について改めて見つめなおすことで、企業は見過ごしてた新たな情報を得られるのではないだろうか。

今後の企業情報開示については、ますます多様化していく事が考えられる。例えば紛争鉱物についての情報開示についてはとりわけ電子機器業界がその性質上深く関係があり、求められる非財務情報の開示は企業・業界によってさまざまであることがうかがえる。今後は、国ごとというよりも企業・業界の性質ごとの非財務情報開示の仕方が広まっていくと考えられる。フレームワークは情報開示の仕方を示唆するだけのツールではなく、経営における姿勢やあるべき企業活動の姿も示唆しており、有用なものであるが、今後も企業は、自社の情報を開示していく中で、企業ごとにマテリアリティ分析を適切に行い、開示情報の慎重な選定を行っていく事がますます要求されるようになるだろう。多様化するステイクホルダーの要望をいかに満たしていくかということ念頭においた企業活動報告が求められている。

文献一覧

1. デロイトトーマツ FAS 株式会社(2006)『M&A ファイナンシャルデューデリジェンスの実務』清文社。
2. 広瀬義州(2011)『財務報告の変革』中央経済社。
3. IIRC 公認会計士 森 洋一(2013)「IIRC 国際統合報告フレームワーク案の概要」。
4. 伊藤邦雄(2006)『無形資産の会計』中央経済社。
5. 伊藤邦雄「財務報告の変革と企業価値評価」『企業会計』2011年12月号。
6. JETRO 「非財務情報の開示に関する EU 会社法改正の動向」2013
7. 古賀智敏(2005)『知的資産の会計』丸井工文社。
8. (株)KPMG FAS(2006)『M&A による成長を実現する戦略的デューデリジェンスの実務』中央経済社
9. 金融庁発行(2006)「内部統制の基本的枠組み」。
10. 宮崎修行(2001)『統合的環境会計論』創成社。
11. PwC アドバイザリー(2006)『M&A を成功に導く 実務デューデリジェンスの実務』中央経済社。
12. 桜井久勝(2011)「財務報告の変革と会計基準」『企業会計』2011年12月号。
13. 志田富雄「米、武装勢力の資金源根絶へ規制」日本経済新聞 2012年12月08日。
14. 谷本寛治(2006)『CSR 企業と社会を考える』NTT 出版。
15. 植田敦紀(2008)『環境財務会計論』森山書店。
16. 山上達人(1996)『環境会計の構築—社会関連会計の新しい展開—』白桃書房。
17. 山上達人(2003)『会計とアカウンタビリティ』白桃書房。

URL 一覧

あずさ監査法人 <http://www.azsa.or.jp/>

Bureauveritas <http://www.bureauveritas.jp/>

Canada Conflict free initiative <http://standcanada.org/campaigns/cfci/>

PARLIAMENT of CANADA <http://www.parl.gc.ca/default.aspx>

Enough Project <http://www.enoughproject.org/>

EU http://europa.eu/index_en.htm

EUROPA MAGAZINE <http://www.europamagazine.info/>

インテル社 <http://www.intel.co.jp/content/www/jp/ja/homepage.html>

経済産業省 <http://www.meti.go.jp>

任天堂 <http://www.nintendo.co.jp/>

OECD <http://www.oecd.org/>

PwC <http://www.pwc.com/jp/ja/index.jhtml>

UN Human Rights Council <http://www.ohchr.org/en/hrbodies/hrc/pages/hrcindex.aspx>

US securities and exchange commission <http://www.sec.gov/>

Wall street journal <http://jp.wsj.com/home-page>

財団法人 日本規格協会 <http://www.jsa.or.jp/>